

消費者契約法の改正と残された課題

～私たち消費者に身近な法律を、野々山弁護士に解説いただきます～



超高齢化社会に存在する消費者被害、成年年齢引下げに伴う若年層への対応が必要とされる消費者契約法。消費者として、きちんと学びましょう！消費者契約法改正案の参考人質疑にも答弁された、野々山弁護士にお話しいただきます (Zoomにて)

2022年 6月21日 (火)

11:20~12:30

講師：野々山 宏さん (弁護士)



定員 90名 (要申込み)

開催 オンライン (Zoom)

主催 適格消費者団体 特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

参加費無料



《お申込み・お問い合わせ》

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

メールもしくは二次元バーコードにてお申込みください

【件名：総会記念講演】①お名前 (フリガナ) ②連絡先電話番号 を明記

nakusukai.05@saitama-k.com

なくす会では、消費者団体訴訟制度の「差止請求」「被害回復」等に役立てるために、消費者トラブルの情報提供を受け付けています

身の回りの被害、例えば・・・

- 広告の内容が虚偽・誇大ではないか？
- キャンセル料がとんでも高額だった！
- アパート退去時の費用負担が納得できない！
- 理由に関わらず、解約・返金できないと言われた！
- トラブルになって事業者に連絡したが「一切責任を負わない」「一切返金しない」との規約をたてに、受け付けてもらえない！

などの情報をお寄せ下さい！

疑問に感じる契約内容や約款、広告のコピー等をお送りください。



★★★下記へトラブル情報をお寄せください★★★

電話 048-844-8972 (平日 10時~16時)

Fax 048-829-7444

E-Mail: nakusukai.01@saitama-k.com

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/provide/index.html>

〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-11-5



内閣総理大臣認定

適格消費者団体・特定適格消費者団体

特定非営利活動法人

埼玉消費者被害をなくす会

消費者に変わって、「不当な契約」・「不当な勧誘などを行なう事業者に対し、不当行為の改善申入れや訴訟提起、被害回復手続の追行を担うことができる資格を持った団体です。

事業者が不当な行為を続けることを阻止し、消費者被害が広がらないように活動しています

あなたのご寄付で活動を支えてください

なくす会の運営費は会費と寄付金で成り立っています。消費者被害の拡大を防ぐ活動を支えるのはみなさんの力です！

個人正会員：3000円/年

個人賛助会員：1000円/年

【寄付金の振込先はこちら】

郵便振替口座 00140-4-357445

特定非営利活動法人

埼玉消費者被害をなくす会

(通信欄に「寄付金」「ご住所、お名前、電話番号」をご記入ください)

適格消費者団体は、個別の救済はできません。

お住まいの市町村の相談窓口や、消費生活支援センターに迷わず相談を！

全国共通 消費者ホットライン Tel 188 (いやや) (0570-064-370)

